千葉市病院局規程第3号

千葉市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(千葉市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 千葉市病院局事務分掌規程(平成23年病院局規程第2号)の 一部を次のように改正する。

第2条の表中

第3条経営企画課の事務分掌中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第23号を第22号とし、同事務分掌に次のように加える。

病院整備室

- (1) 市立病院再整備基本構想に関すること。
- (2)病院の整備に関すること。

第5条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、事務長にあっては、医事室所掌事務のうち、支出予算及び 債務負担行為の執行並びに契約、財産管理等に関する事項等事務長が 担任すべきものに限るものとする。

別表中経営企画課の項を次のように改める。

経営企画課	工事検査担当課長	(1) 工事の検査に関するこ
		と。
	工事監督担当課長	(1) 工事の監督に関するこ
		と。

(千葉市病院局決裁規程の一部改正)

第2条 千葉市病院局決裁規程 (平成23年病院局規程第4号) の一部 を次のように改正する。 第8条第1項中「所管課長又は担当課長」を「当該事案を主管する 課長又は病院整備室長」に改める。

別表第1共通専決事項第2項の表中「課長・担当課長」を「課長・ 整備室長」に、「事務長・課内室長」を「事務長・医事室長」に、同 表第1号中

世長 担当課長(管理課におかれるものを含む) 」

課長 病院整備室長 担当課長 (管理課に置かれるものを含む。)

に改める。

別表第1共通専決事項第3項(1)収入予算の執行の表中「課長」 を「課長・病院整備室長」に改める。

別表第1共通専決事項第3項(2)支出予算及び債務負担行為の 執行の表を次のように改める。

専決事項\専決者	次長・院長	課長・事務長・
		病院整備室長
(1) 給料		0
(2) 手当		0
(3)報酬		0
(4) 法定福利費		0
(5) 退職給付金		0
(6) 薬品費、診療材料費、	1,000万円	1,000万円
給食材料費及び医療消耗	以上	未満
備品費		
(7) 厚生福利費		0
(8)報償費	500万円以上	500万円未満

(9)	旅費交通	費		0
(10)	職員被服		1,000万円	1,000万円
			以上	未満
(11)	消耗品費		1,000万円	1,000万円
			以上	未満
(12)	消耗備品	費	1,000万円	1,000万円
			以上	未満
(13)	光熱水費			0
(14)	燃料費			0
(15)	食糧費		10万円以上	10万円未満
(16)	印刷製本	費	1,000万円	1,000万円
			以上	未満
(17)	修繕費		1,000万円	1,000万円
			以上	未満
(18)	保険料			0
(19)	賃借料		1,000万円	1,000万円
			以上	未満
(20)	通信運搬	費		0
(21)	委託料		3,000万円	3,000万円
		料、監督、検		未満
				
				1,000万円
, ,			以上	未満
	諸会費			0
(23)	交際費		10万円以上	10万円未満
		試験研究費 		0
(25)	,, , ,	アー下水道使用		0
		料		
		イの補償金		1,000万円
			以上	未満

カー・丁寅に成り	5,000万円	le oooem l
	· _	·
	以上	未満
エーその他	1,000万円	1,000万円
	以上	未満
(26) 研究材料費	1,000万円	1,000万円
	以上	未満
(27) 謝金	500万円以上	500万円未満
(28) 図書費	1,000万円	1,000万円
	以上	未満
(29) 旅費		0
(30) 研究雑費		0
(31) 企業債利息		0
(32) 長期借入金利息		0
(33) 一時借入金利息		0
(34) リース支払利息		0
(35) 企業債手数料及び取扱	,	0
費		
(36) 患者外給食材料費	1,000万円	1,000万円
	以上	未満
(37) 雑損失 ア 補填金	0	
イ その他		0
(38) 消費税及び地方消費税		0
(39) 災害による損失	0	
(40) 過年度損益修正損		0
(41) その他特別損失	0	
(42) 工事請負費	5,000万円	5,000万円
	以上	未満
(43) 固定資産購入費	5,000万円	5,000万円
	以上	未満
(44) リース資産購入費	5,000万円	5,000万円

	以上	未満
(45) 企業債元金償還金		0
(46) 長期借入金償還金		0
(47) 貸付金	0	
(48) 単価契約に基づく支出		0
の		
決定		
(49) 長期継続契約(電気、		0
ガス、水の供給及び電気通		
信役務の提供を受ける契約		
を除く。)に基づく支出の		
決定		
(50) 前年度からの繰越に係		0
る支出負担行為済のもの		
又は継続費に基づく支出		
負担行為済のものの支出		
予算に係る支出負担行為		
(51) 現金支出を伴わない支		0
出予算の執行		
(52) 支出命令		0

別表第1共通専決事項第3項(3)契約、財産管理等に関する事項 の表中「担当課長」を「病院整備室長」に改める。

別表第2個別専決事項1経営企画課に関する事項の表中「担当課長」 を「病院整備室長」に改める。

(千葉市病院事業会計規程の一部改正)

第3条 千葉市病院事業会計規程(平成28年千葉市病院局規程第11 号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「経営企画課長」の次に「、病院整備室長」を加 え、「管理課長、事務長及び医事室長」を「管理課長及び事務長」に 改める。 第37条に次の1項を加える。

3 課長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7 条の規定により前金払をする場合は、工事名、工事場所及び請負金 額を記載した書面並びに支払計算書、前払金申請書、公共工事前払 金保証事業会社の保証書の副本その他関係書類を提出させなければ ならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。